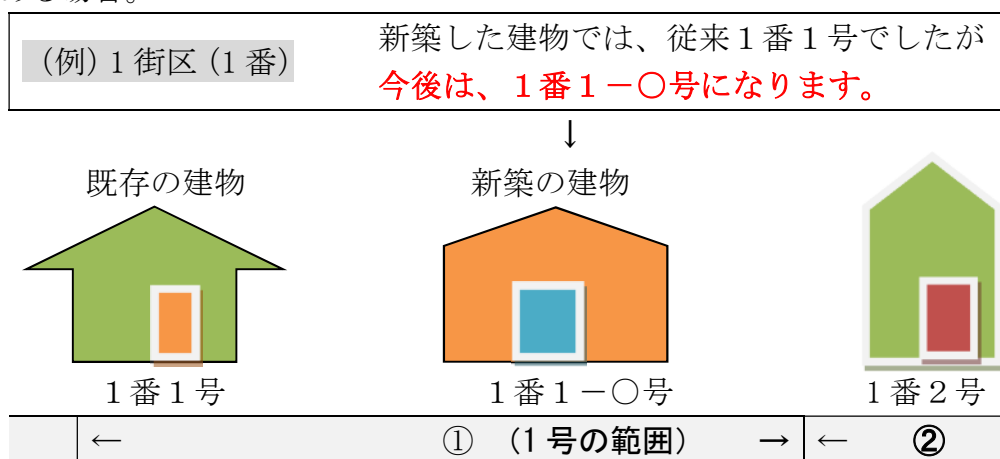


住居番号に一部「枝番号」が付きます

平成24年度から住居表示実施区域内において、住所の表示をよりわかりやすくし、郵便物の誤配等を防止するため、同じ住居番号の建物に枝番号の実施をしています。次のような建物が枝番号の対象です。

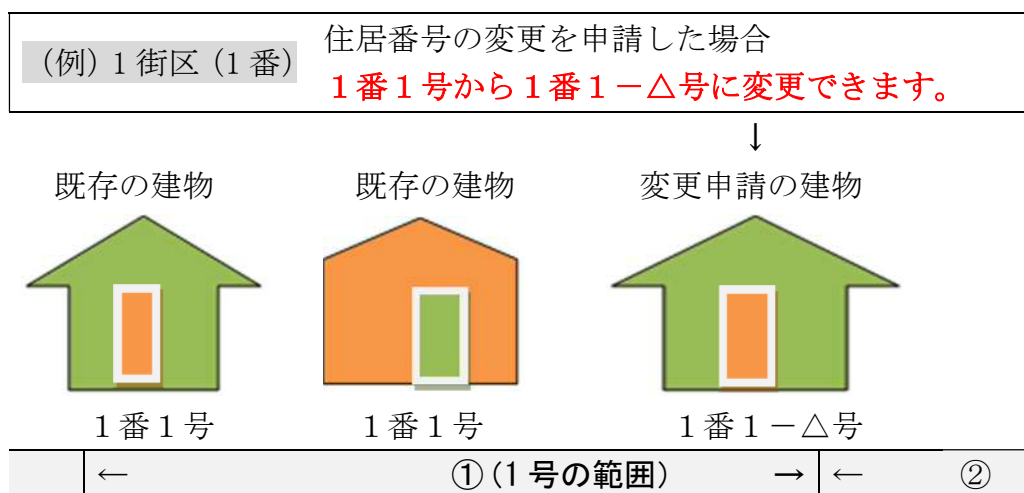
◎枝番号を付けることができるのは

- 1 建物を新築などして住居番号を付定するときに、既に同じ住居番号の建物がある場合。



- 2 現在、同じ住居番号の建物が複数あり、住居番号の変更を希望する場合。

ただし、この場合は、住所が変わりますので、住所修正の届け出や運転免許証などの住所変更手続きが必要になります。手続きにかかる費用などは申請者本人の負担になります。なお、住居番号の変更の申請については、印鑑が必要です。



◎ 隣接する建物の住居番号は、その建物の申請があるまで変更になりません。

◎ 問合せ先：都市政策部都市戦略室都市政策課 TEL 0797-38-2063